

現 場 説 明 書

令和 7 年 9 月 26 日

入札参加者 様

宮崎県警察本部長

工事名称	令和 7 年度 宮崎県警察学校照明設備改修工事
工事場所	宮崎市天満町
工 期	令和 8 年 3 月 25 日まで
【 説明事項 】 以下記載事項及び別紙のとおり。 ○ 本工事は、「建築工事積算要領等資料」の第 4 編第 1 章 8 に基づく執務並行改修工事であり、所要の補正を行った割り増し単価（複合単価及び市場単価）を使用している。 ○ 墜落制止用器具(フルハーネス型)費は、「建築工事積算要領等資料」の第 4 編第 1 章 4 によること。 ○ 本工事は、工事請負契約約款第 1 0 条第 3 項の規定により、工事現場において作業等が行われていない機器調達期間等については、現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととする。 なお、共通仮設費率と現場管理費率の算定に伴う工期は、150 日間で設定している。 ○ 本工事の作業工程及び仮設計画については、庁舎管理者と十分協議した上で策定し、関係者に対する事前の告知は時間的余裕をもって行うこと。 ○ 工事期間中は、警察学校入校生及び施設関係者の安全確保について十分配慮し、庁舎管理者と調整の上、その対策を施工計画書に反映させ、施工すること。 ○ 資材等の搬入・搬出に係る運搬経路、時間帯及び方法については、庁舎管理者並びに監督員と協議し、施工計画書に反映させること。 ○ 工事施工中の騒音、振動及び粉塵等による影響を最小限に抑えるよう努めること。騒音、振動による影響が予想される場合、庁舎管理者並びに監督員と調整の上、その対策を施工計画書に反映させること。	
担当係 建設係 電話 0985-31-0110（内線 2289）	

1 火災保険等の付保について

着工から工事目的物引渡しまでの間（完成から14日間）火災保険に付さなければならない。

2 法定外の労災保険の付保について

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

~~3 中間検査の実施について~~

~~——本工事においては、宮崎県工事検査規程（昭和55年4月15日訓令第9号）及び宮崎県工事検査取扱要領（平成20年4月1日県土整備部工事検査課定め）に基づき中間検査を行うものとする。——~~

~~——なお、同要領第9条第6項の規定により中間検査を行う場合は、請負契約の締結後、監督員が指示する。——~~

4 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に定める工事現場（請負代金の額が4千5百万円（建築一式工事である場合にあっては9千万円）以上の一定の建設工事）に主任技術者又は監理技術者を置く場合は、次の各号に定める期間においては、工事現場への専任を要しない。

- ア 請負契約の締結日から現場施工着手日（現場事務所を設置し、資機材を搬入し、又は仮設工事等を開始した日）まで
- イ 工事完成後、検査終了日（発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日）から事務手続、後片付け等の完了日まで

5 担当技術者の配置について

- （1）担当技術者とは、主任（監理）技術者の下で工程管理、品質管理その他の技術上の監理や指導監督を補佐し、当該工事に専任する技術者をいう。
- （2）担当技術者は、配置される日の前日時点において、受注者と直接的な雇用関係を有する者であり、施工計画書の現場組織表及び施工体制台帳に記載すること。
- （3）1工事で登録できる技術者は2名を上限とする。なお、特定JV工事においては、構成員毎に2名まで登録できる。

~~6 入札時積算数量書活用方式の適用~~

~~—（1）競争入札に付する全ての営繕工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。——~~

~~本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。——~~

~~なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。——~~

~~—（2）受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。——~~

~~—（3）受注者からの請求による（1）の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書及び積算根拠における数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。——~~

~~—（4）（1）の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工~~

~~条件が明示された項目を除く。）を除く。~~

- ~~（5）（1）の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量の訂正が必要となった場合は、宮崎県工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）、設計図書、公共建築数量積算基準及び公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に定めるところによるものとする。~~

7 工事費内訳書及び積算根拠の提出

- （1）第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- ~~（2）入札時積算数量書活用方式の対象工事で、入札時積算数量書に基づき工事費内訳書を作成した受注者は、入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したものを積算根拠として、契約締結後14日（宮崎県の休日を含む）以内に、発注者に提出しなければならない。~~
- ~~なお、積算根拠を提出していない場合は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合においても、受注者は協議を求めることができないものとする。~~
- （3）工事費内訳書及び積算根拠は、~~6（3）の確認において用いる場合を除き、~~入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

8 設計変更及び工事一時中止について

設計変更及び工事一時中止については、契約約款第18条から第24条まで及び公共建築工事標準仕様書1.1.8 から1.1.10までに記載しているところであるが、その具体的な手続については、「設計変更ガイドライン【建築・設備工事編】（平成28年4月宮崎県）」及び「工事一時中止に係るガイドライン【建築・設備工事編】（平成28年4月宮崎県）」の定めによるほか、以下のア、イのとおりとする。

ア 工事の一時中止に係る計画の作成

契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得ること。

なお、基本計画書の作成に当たっては、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等を確認した上で、中止に伴う工事現場の体制の縮小、再開に向けた実施計画及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにすること。

イ 工事現場の保全

工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

9 工事实績情報の登録について

請負代金額が500万円以上（消費税込み）の工事の受注者は、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上で、一般財団法人日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

また、登録については、受注時、変更時、完成時に行うものとし、受注時は契約後10日※以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日※以内に、完成時は工事完成後10日※以内に同センターに登録しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日※に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

※）「10日」には、土曜日、日曜日、祝日等の県の休日は含まない。

CORINSセンター又は九州地方センター（CORINSホームページ: https://cthp.jacic.or.jp/ ）
--

10 工事標示板の表示内容等について

工事標示板の表示内容は、以下のア～カのとおりとする。

なお、標示板・文字等の大きさ、デザイン等は任意とするが、監督員の承諾を得ること。

ア 工事名称

原則として、契約上の工事名（工事番号は除く。）を記載する。~~ただし、複数の施王者が共同で作成する場合は、○○○建設工事など、工事全体が分かるよう記載する。~~

~~なお、工事が複数敷地となる場合は、各敷地ごとの工事内容が分かるよう記載する。~~

イ 発注者

「宮崎県警察本部」と記載する。

ウ 監理者

「宮崎県警察本部警務部施設装備課」と記載し、併せて電話番号（市外局番を含む。）を記載する。
なお、別途、工事監理者（事務所）を置く場合は、両者を併記する。

エ 工期

契約工期を記載する。~~ただし、複数の施王者が共同で作成する場合は、原則として、契約工期の着手が一番早い工事の着手日から完了が一番遅い工事の完了日までを記載する。~~

オ 施工者

商号又は名称及び電話番号（市外局番を含む。）を記載する。

~~なお、複数の施王者が共同で作成する場合には、契約ごとに記載する。~~

カ その他

工事に関する情報の問合せ先を標示するものとし、「※工事に関するお問合せは監理者まで」と記載する。

11 安全対策等について

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）にのっとり、別途工事受注者と災害防止協議会を設置するなど、安全衛生管理体制を整え、工事の安全進行に努めること。
- (2) 既存施設の養生等に当たっては、施設管理者からの意見等を工程管理に反映させ、必要な安全管理対策を講じること。
- (3) 建設工事に伴う騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画書及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めること。
- (4) 工事用車両の出入口には必要に応じて交通整理員等を配置し、安全対策に十分配慮すること。
- (5) 工事車両に付着した泥は現場内で落とし、場内外を汚すことのないよう注意すること。
- (6) 本工事と並行して発注する工事がある場合は、別途工事間の取合調整を十分に行うこと。

12 仮設物等について

- (1) 定置足場等の仮設物については、別契約業者にも無償で使用させること。
- (2) 仮設建物等からの汚水、雑排水等の排水先については、監督員と協議すること。

13 建設副産物の処理について

- (1) 建設工事の副産物である建設発生土及び建設廃棄物については、関係法令に基づき建設廃棄物処理計画書を提出し、適正に処理を行うこと。

特に、石膏ボード端材については、安定型処分場で埋立処分することができないため、分別・再利用の促進に努めること。

- (2) 建築物の解体等に伴う廃石膏ボードの処理については、安定型処分場で埋立処分することができないので留意すること。

なお、万が一、解体工事中に次のいずれかの工場（平成9年4月までに製造された製品から高濃度の砒素等が確認された工場）で製造された廃石膏ボードが発生した場合は、安定型処分場へその搬入ができないので、直ちに作業を取りやめ、監督員と協議すること。

ア 小名浜吉野石膏株式会社いわき工場

イ 日東石膏ボード株式会社八戸工場

- (3) 舗装版等のコンクリートカッターによる切断時に発生する排水については、処理方法及び数量等の確認方法について監督員と協議を行い、適正に処理を行うこと。

14 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）について

- (1) 本工事における再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、監督員に提出すること。
- なお、これにより難しい場合は、監督員と協議すること。
- (2) 法令等に基づき再生資源利用（促進）計画を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げること。
- (3) 建設副産物の発生及び建設資材の利用がない場合は、工事概要のみを記載した計画書（実施書）を作成し、提出すること。

15 石綿（アスベスト）含有建材について

- (1) 工事着手前に、資格者による事前調査（石綿障害予防規則第3条）を行い、調査結果を石綿事前調査結果報告システム（<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>）にて報告するとともに、監督員に書面にて説明すること。
- (2) 石綿の使用の有無、石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の実施内容を周辺住民から見やすい箇所に掲示すること。
- なお、掲示内容は、工事の実施内容により「工事事務処理要領」別添1から別添3の掲示例を参考とすること。
- (3) 撤去工事施工中に、設計図書に記載のない吹付け石綿若しくは非飛散性石綿又は疑わしい建築材等を発見したときは、直ちに作業を取りやめ、安全対策（人の立ち入り禁止等）を講じた上で、監督員と協議すること。

16 産業廃棄物の処理に係る税について

本工事により発生する建設廃棄物のうち、宮崎県内の焼却施設及び最終処分場に搬入する建設廃棄物は、産業廃棄物税（県税）が課税されるので適正に処理すること。

17 工事に使用する木材について

- ~~（1）工事に使用する木材（製材品に限る。）については、森林関係法令上、合法的に伐採された木材（以下「合法木材」という。）とすること。~~
- ~~（2）合法木材については、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月林野庁作成）に準拠した証明書を監督員に提出すること。~~
- ~~—— なお、証明書の提出が不可能な場合は、あらかじめ監督員と協議すること。 ——~~
- ~~（3）総合評価落札方式における地産地消への取組を評価する工事の場合であって、県産材等の活用計画を提出し評価されたときは、使用木製材品証明書（「工事事務処理要領」様式第11号）を監督員に提出すること。~~

18 排出ガス対策型建設機械の使用について

本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用すること。

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議すること。

機 種	
一般工事用建設機械 ☐ バックホウ ☐ トラクタショベル（車輪式） ☐ ブルドーザ ☐ 発動発電機（可搬式） ☐ 空気圧縮機（可搬式） ☐ 油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの） 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、油圧式杭圧入引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ☐ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ☐ ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上260 kW以下)を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

19 施工管理体制に関する書類の提出等について

(1) 施工体制台帳に係る書類の提出

工事施工において、受注者が下請契約を締結した場合の取扱いは以下のとおりとする。

- ア 国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等について」（平成26年12月25日付け国土建第198～202号。以下「国土交通省令等」という。）に従って施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に提出すること。
- イ 国土交通省令等に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に従って、工事関係者が見やすく、かつ、公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督員に提出すること。
- ウ 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出すること。

(2) 腕章の着用

本工事現場内においては、責任の自覚及び意識の高揚並びに現場作業員及び一般住民からみた責任の明確化のため、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、腕章を着用すること。

なお、現場代理人が主任技術者又は監理技術者を兼務する場合は、現場代理人の腕章を着用すること。

~~20 共同企業体の施工体制について ※共同企業体への発注の場合~~

~~（1）本工事を請け負う共同企業体は、各構成員の役割分担を明確にするため、次のア及びイに掲げる編成表を作成し、施工計画書の現場組織表の次に添付しなければならない。~~

~~ア 共同企業体編成表~~

~~共同企業体の運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等が記載されたもの~~

~~イ 現場職員編成表~~

~~次の（ア）～（エ）までの事項が記載されたものをいうものとする。~~

~~（ア）各構成員の業務分担~~

~~（イ）各構成員の監理技術者等（監理技術者又は主任技術者をいう。以下同じ。）の業務分担~~

~~（ウ）各構成員が監理技術者等以外に作業主任を置く場合の工事内容（内訳書記載の申科目まで）及び氏名~~

~~（エ）各構成員において施工を区分しない場合は、監理技術者等以外に作業主任者を置く工種について、作業主任者が行う工事内容及び氏名~~

~~（2）本工事を請け負う共同企業体は、次の事項に留意して現場職員を配置しなければならない。~~

- ~~ア 工事の規模、内容及び出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。~~
- ~~イ 配置される職員は、ポストに応じ経験、年齢及び資格等を勘案して決定すること。~~
- ~~ウ 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。~~
- ~~エ 各構成員の有する技術が最大限発揮されるように配慮すること。~~

21 現場点検強化の実施について

本工事は、現場点検強化の対象工事となることがあるが、その場合には、監督員が指示する。

なお、施工体制監視チームによる現場及び営業所等への立入調査に関しては、誠実に対応すること。

22 重点監督の実施について

本工事は、重点監督による監督強化の対象となることがあるが、その場合には、監督員が指示する。

23 公共事業労務費調査の実施について

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。工期経過後についても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出すること。
- (2) 調査票等の提出後、発注者が訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力すること。
- (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法（昭和47年法律第57号）等に従い就業規則を作成するとともに、日頃から賃金台帳を調製・保存するなど、現場労働者の賃金時間管理を適切に行うこと。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めること。

24 VE提案について

- ~~総合評価落札方式(簡易型・特別簡易型)の工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事であり、その実施に当たり、本現場説明書に定めのない事項については、「宮崎県契約後VE方式実施要領」（平成23年3月24日県土整備部技術企画課定め）によるものとする。~~
- ~~また、受注者が行うVE提案の範囲は、同要領第3条の定めによるものとし、この場合、同条第1項（5）に定める「宮崎県新技術活用促進システム等」とは、宮崎県新技術活用促進システム及び国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）をいうものとする。~~
- ~~なお、同要領は、宮崎県庁ホームページ（トップ>県政情報>入札・調達・売却>電子入札（公共事業）>宮崎県公共事業情報サービス>諸規程>宮崎県契約後VE方式実施要領）に掲載している。~~

25 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

受注者は、工事契約後に、監督員へ小黑板情報電子化の実施を選定する旨を書面にて申し出、承諾を得た上で、以下の手順等により、本工事においてデジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施することができる。

(1) 対象機器の導入

ア 監督員に対し、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を選定する旨を書面にて申し出る際に、本工事での使用機器（機器・ソフトウェアをいう。以下同じ。）が分かる資料も併せて提出すること。

イ デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な使用機器は、営繕工事写真撮影要領2.(3)撮影方法に示す項目の電子的記入ができ、かつ、信憑性確認機能（「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト」(CRYPTREC 暗号リスト)(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)

に記載している技術を使用しているものをいう。)を有すること。

ウ 使用機器の事例として、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban>」記載の「デジタル工事写真の信憑性確認(改ざん検知機能)検定合格ソフトウェア一覧」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

(2) デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

ア (1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。

イ 小黑板情報の電子的記入を行う項目は、同要領2.(3)撮影方法によること。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

(3) 小黑板情報の電子的記入の取扱い

ア 本工事の工事写真は、同要領に準じて取り扱うこと。ただし、(2)イに示す小黑板情報の電子的記入については、同要領4.で規定されている写真編集には該当しない。

(4) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

ア 工事完成時に(2)に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下「小黑板情報電子化写真」という。)を監督員に納品すること。

イ 納品に当たっては、URL(<https://www.jcomsia.org/kokuban>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)若しくはチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェア又は工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出すること。

26 創意工夫等について

工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力を生かした取組を実施したときは、工事成績の評価項目に該当するものとして、工事完了時までその実施状況を示す資料を「工事事務処理要領」様式第6号により提出することができる。

27 完成後点検の実施について

本工事が完成後点検の対象となったときは、現地における点検への立会い等について誠実に対応すること。

28 墜落制止用器具(フルハーネス型)について

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」(平成30年政令第184号)により、令和4年1月2日から高所作業等における墜落制止用器具(フルハーネス型)の着用が義務化されたことから、高所作業においては「墜落制止用器具の規格」(平成31年厚生労働省告示第11号)の新規格を満たした墜落制止用器具を着用すること。

29 週休2日促進工事

—実施に当たっては、「営繕工事における週休2日促進工事実施要領(令和元年5月総務部営繕課定め)」及び「営繕工事における週休2日促進工事実施要領に係る積算方法等の運用について(令和元年5月営繕課定め)」に基づき行う。

—実施要領は、宮崎県ホームページから入手できる。

—(<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/eizen/shigoto/kokyojigyo/20190520150018.html>)—

30 遠隔臨場の対象工事

- 実施に当たっては、「営繕工事における遠隔臨場の実施要領（令和５年１１月総務部営繕課定め）」及び「営繕工事における遠隔臨場の実施要領の取扱い（令和５年１１月総務部営繕課定め）」に基づき行う。
- また、遠隔臨場を実施した場合は、今後の適正な取組に資するため、アンケート調査に回答するものとする。
- 実施要領等は、宮崎県ホームページから入手できる。
- (<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/eizen/shigoto/kokyojigyo/20210705135127.html>)—

31 遠隔会議の対象工事

- 本工事が次のいずれかに該当する場合は、「営繕工事における遠隔会議の実施要領（令和７年４月１日総務部営繕課定め）」及び「営繕工事における遠隔会議の実施に関する取扱いについて（令和７年４月１日総務部営繕課定め）」に基づき、監督員との協議場所に遠隔会議を実施可能とする通信環境を確保するとともに、映像及び音声を確認するために必要な機器を設置すること。
- （１）当初請負金額が９千万円以上の建築一式工事
- （２）当初請負金額が４千５百万円以上の電気工事、管工事
- 実施要領等は、宮崎県ホームページから入手できる。
- (<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/eizen/shigoto/kokyojigyo/20250313084851.html>)—

32 快適トイレ設置工事

- 実施に当たっては、「営繕工事における快適トイレ設置要領（令和５年１１月総務部営繕課定め）」に基づき行う。
- 実施要領は、宮崎県ホームページから入手できる。
- (<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/eizen/shigoto/kokyojigyo/20210621140039.html>)—